

## 地域密着型サービスについて

認知症高齢者や独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた自宅や地域での生活が送れるよう、身近な市町村で提供されることが適当なサービスとして平成18年4月から創設されます。

原則として日常生活圏域内でサービスの利用・提供が完結するよう新たに類型化し、市町村が事業者の指定及び指導監督を行います。

### 【概要】

市町村が事業者の指定、指導監督権限を有する。

原則として、当該市町村の被保険者のみが利用可能。

市町村（又は日常生活圏域）ごとに必要整備量を計画に定め、超過する場合は指定をしないことができる。地域単位で適切なサービス基盤整備が可能

地域の実情に応じた弾力的な基準・報酬設定ができる。

上記、については、地域住民や保健医療福祉関係者、経営者等が関与できる仕組みとする。

既存資源の活用、人員や設備に関する規制緩和、地域の他サービスとの連携を推進し、高コスト、非効率なサービスの回避

サービスに関する情報開示の促進・適切な指導監督・指定の更新制 公正かつ透明な仕組みとサービスの質の確保

### 【種類】

小規模多機能型居宅介護

夜間対応型訪問介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム）

地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模（定員29人以下）の介護専用型特定施設）

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症対応型通所介護

### 【グループ分け】

（1）従来にない新しいサービス類型であり、新たに報酬及び基準を設けるもの

小規模多機能型居宅介護

夜間対応型訪問介護

（2）現在は主として大規模・広域型となっているサービスについて、小規模の類

型を設けるものであり、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から基準の設定等が必要なもの

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム）

地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模（定員29人以下）の介護専用型特定施設）

（3）現存するサービスであり、実態等を踏まえ、必要な報酬及び基準の見直しを行うべきもの

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症対応型通所介護

## 【それぞれの特徴】

### 小規模多機能型居宅介護

・「通い」を中心として、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせた柔軟なサービスを提供する。在宅生活の継続を支援 中重度の者が中心

・利用者は1か所の事業所に限って利用者登録を行う。

（目安）1事業所25名、1日当たりの「通い」利用者15名、「泊まり」利用者5～9名

・人員配置 それぞれの固定配置とせず柔軟な業務遂行が可能

・介護支援専門員については、ケアマネジメントの公正・中立の確保のために、外部のケアマネジャーを活用する。

・管理者等の研修受講を義務付け、サービスの外部評価及び評価に係る情報開示を求める。利用者の困り込みを防ぐ

・個々の事業所が地域の関係者を集め、運営状況について協議・評価する場を設ける。地域から孤立した事業運営を防ぐ

・柔軟なサービス提供を行うために、月単位の定額報酬（要介護度別）の設定

・併用できるサービスは、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与

### 夜間対応型訪問介護

・夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と利用者の求めに応じ随時対応する訪問介護を組み合わせ、包括的にサービス提供を行う。

・現状 夜間・深夜・早朝のサービスは利用者負担が大きく、夜間にヘルパーを家に入れることに心理的な抵抗感がある。おむつ等の介護用品の進歩、勤務条件に合うヘルパーの確保が難しい。介護する家族にとっては、夜間、排泄介助等のために起きることがある。また、今後独居や高齢者夫婦世帯の増加が予想される。

・ニーズ 転倒などの緊急事態、体調の不安、不眠などの精神的な不安に対する支援、排泄介助などを24時間（とくに夜間）受けられる安心感。

・サービス形態

定期巡回サービス

オペレーションセンターサービス

随時訪問サービス

非効率を防ぐために、1つの事業者が一定の地域内で、利用者を相当数確保することが必要。

・報酬は、月単位・要介護度別の定額報酬と訪問回数に応じた出来高報酬、月単位・要介護度別の定額報酬について事業者が選択可能な仕組みとする。

・市町村が通常よりも高い報酬を設定することを可能にするなど柔軟な仕組みとする。

・設備は、オペレーションセンターサービスを提供するための設備を有することを基本とするが、巡回訪問チームが直接利用者からの連絡を受けることができる場合は、設置を要しない。

・必要に応じ連絡できる医療機関や訪問看護ステーションを定める等連携を図る。

・必要に応じ、訪問チームに看護職員を組み込む。

・事業者に合鍵を預けることに対する心理的抵抗感を軽減させるよう、十分な説明を行い、合鍵の管理方法等を明確にしておく。

**地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム）**

・本体施設との一体的な運営を前提とするサテライト型の事業形態を基本とする。

サービスの質を維持しつつ、効率的な運営を可能とする。

本体施設は都道府県の指定、サテライト型は市町村指定

・形態

1つの建物を1つの事業所とする

複数の小規模拠点（定員5名程度）を数か所合わせて一つの事業所とする（小規模拠点集合型） 地域資源活用、民家活用

・報酬については、介護老人福祉施設と同様、要介護度別・1日当たり定額の設定とする。

**地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模（定員29人以下）の介護専用型特定施設）**

・と同様小規模事業所であるがために高コスト、非効率なサービスとならないよう、併設事業所と一体的な運営が必要。

・報酬についてもと同様、要介護度別・1日当たり定額の設定とする。

**認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）**

・これまで認知症高齢者グループホームの利用対象としてこなかった「認知症に伴

って著しい精神症状や行動障害が現れている高齢者」も対象とする。

・医療ニーズへの適切な対応が必要であり、日常的な健康管理に加え、入院による環境変化に伴う認知症の症状悪化に対応するため、できる限り入院期間を短くするとともに、ターミナルケアへの対応にも配慮。

・在宅の認知症高齢者やその家族に対しても認知症高齢者ケアのノウハウを活用していく。 ショートステイの利用

### **認知症対応型通所介護**

・これまでの単独型や特別養護老人ホーム等への併設型に加え、柔軟なサービス提供ができるよう、認知症高齢者グループホーム、地域密着型介護老人福祉施設等の共用スペースなどを活用し、数名の利用者を受け入れる。

## **【その他】**

### **(1) 報酬及び基準の設定**

厚生労働大臣が定める報酬及び基準を踏まえ、地域の実情に応じて報酬及び基準を設定することができる。(厚生労働大臣が定める報酬及び基準のとおりとすることもある。)

報酬及び基準の設定に当たっては、運営委員会の意見を聴取することが必要。

### **(2) 事業者説明会・指定申請受付**

指定申請については、介護保険事業計画を踏まえた着実な基盤整備を進める観点や、市町村における事務処理を可能な限り簡略化する観点から、各市町村において、一定の指定申請期限を設け、その期間のみ指定申請を受け付ける取扱いとして差し支えない。

その際、各指定申請期限に先立って、事業者への説明会等を開催することが望ましい。

なお、初回申請受付については、社会保障審議会介護給付費分科会における介護報酬に係る諮問答申を平成18年1月中旬に予定していることから、市町村は、介護報酬の単位が決まる1月中旬から、初回の申請受付を行うこととする。

### **(3) 事業者の指定**

#### **事業者審査**

地域密着型サービスは、日常生活圏域という小さな区域内で提供されるサービスであり、また、認知症高齢者や要介護度の高い高齢者等を主たる対象とすること等から、とりわけサービスの質の確保に留意し、可能な限り質の高い事業者を指定していくことが必要である。

指定を行おうとする市町村は、人員、設備及び運営に関する基準に照らし、各指定申請事業者のサービス運営や内容について適切に審査を行い、運営委員会の意見を聞く等の手続きを取った上で、基準に従って適正な事業運営を行うことが可能と考えられる事業者を指定する一方、そうでない事業者は指定しないことと

する。

#### **施行時の指定及び指定時期**

施行時の事業者指定の時期については、介護支援専門員が予め4月サービス提供分のケアプランを作成しなければならないことから、次の区分支給限度額内のサービスについては、3月初旬までに行うことが望ましい。

小規模多機能型居宅介護

夜間対応型訪問介護

認知症対応型通所介護